

申請書等における性別欄の見直しに係る追跡調査結果について

性的少数者に対する理解や配慮を求める動きの広まりを踏まえ、申請書等における性別欄の実態や見直しの可否等について、昨年度に全庁調査を実施しました。

今回、同調査において見直し可能とされた文書(305文書)の状況と新規に確認された性別欄のある申請書等の状況を調査し、その結果を公表するものです。

1 調査内容

(1) 目的及び対象文書（調査対象時点：令和3年10月1日）

①令和2年度調査結果の追跡調査（305文書）

令和2年度に本県の申請書等における性別欄の実態を調査し、併せて令和3年10月までの性別欄の見直しを依頼した。前回調査において「性別欄の廃止・見直しが可能」と回答された文書（543文書のうち305文書）について、その見直し結果を追跡調査したものの。

②前回調査以降に確認した性別欄のある文書の実態調査（22文書）

令和3年2月1日から10月1日までに確認した性別欄のある文書(22文書)の実態を調査したものの。

(2) 調査期間

令和3年9月～10月（前回調査：令和3年1月～2月）

(3) 対象所属

知事部局、会計局、企業局、病院局、議会事務局、人事委員会事務局、監査委員事務局、労働委員会事務局、教育委員会

2 調査結果

(1) 令和2年度調査結果の追跡調査結果

項目	文書数	進捗率(%)
令和2年度調査で性別欄の廃止・見直しが可能とされた文書	305	—
精査した結果、今後も性別欄の記載を必要とする文書(*)	30	—
その他（精査した結果、調査の対象外であった文書等）	8	—
精査した結果、見直し可能であった文書	267	—
性別欄の廃止または表現の見直しを行った文書	220	82.4
今後、性別欄の廃止及び見直しを行う文書	47	—

(2) 令和3年度に新規で確認した文書

項目	文書数	進捗率(%)
申請書等の様式中に、性別に係る欄のある文書	22	—
県に見直しの裁量がない文書	9	—
今後も性別欄の記載を必要とする文書(*)	4	—
見直し可能である文書	9	—
性別欄の表現の見直しを行った文書	3	33.3
性別欄の廃止または表現の見直しが可能な文書	6	—

(*) 主な理由

- ・性別により配慮や対応を区別する必要がある。
- ・統計上男女別のデータを収集する必要がある。
- ・本人確認のため性別情報を収集する必要がある。